

## (5) 保険税課税限度額及び軽減判定所得基準額の改定（案）について

### 1 保険税課税限度額の引き上げについて

(1) 趣旨

中間所得者層の保険税負担の軽減を図る観点から高所得者層に負担を求めるため。

(2) 改正内容

	令和7年度	令和8年度
課税限度額(ア)+(イ)+(ウ)	<u>109万円</u>	<u>110万円</u>
(ア) 基礎課税分	<u>66万円</u>	<u>67万円</u>
(イ) 後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
(ウ) 介護納付金分(据え置き)	17万円	17万円

(3) 改正時期（予定）

4月又は5月の臨時議会において市税条例の改正を行う予定

### 2 低所得者に係る保険税軽減判定所得基準額の引き上げについて

(1) 趣旨

経済動向等を踏まえ低所得者層の保険税を軽減するため。

(2) 改正内容

世帯人数に乘じる額の改正

	令和7年度 軽減判定所得	令和8年度 軽減判定所得
5割軽減	43万円 + <u>世帯人数×30.5万円</u> +10万円×(給与所得者等数-1)	43万円 + <u>世帯人数×31万円</u> +10万円×(給与所得者等数-1)
2割軽減	43万円 + <u>世帯人数×56万円</u> +10万円×(給与所得者等数-1)	43万円 + <u>世帯人数×57万円</u> +10万円×(給与所得者等数-1)

※ 給与収入(夫のみ)で3人世帯の場合の軽減判定所得

5割軽減：134万5千円(収入203万5千円)⇒ 136万円(収入205万9千円)

2割軽減：211万円(収入313万1千円)⇒ 214万円(収入317万1千円)

(3) 改正時期（予定）

4月又は5月の臨時議会において市税条例の改正を行う予定